

青の煌めきあおもり国スポつがる市開催競技旅費等支給規程

(目的)

第 1 条 この規程は、つがる市で開催される青の煌めきあおもり国スポ競技会（以下「競技会」という。）の運営従事者に対して支給する交通費、諸費及び宿泊費（以下「旅費等」という。）について、その支給に関する基本的事項を定め、支給事務の適正化を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第 2 条 競技会の運営従事者のうち、この規程で定める旅費等の支給対象となる者は、次のとおりとする。ただし、別に旅費等の支給を受ける場合は、この限りではない。

(1) 競技役員

(2) 競技補助員

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、青の煌めきあおもり国スポ・障スポつがる市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める者

(支給対象期間)

第 3 条 支給対象となる者のうち、旅費等の支給対象期間は、次のとおりとする。

(1) 競技会及び公式練習を実施する期間

(2) 競技会の準備及び練習会場の運営など、実行委員会が必要と認めた期間

(支給額等)

第 4 条 旅費等の支給基準及びその支給額は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で支給する。

(支給事務の委託)

第 5 条 旅費等の支給事務は、競技団体へ委託することができるものとする。

(その他)

第 6 条 この規程に定めない事項については、別に定める。

別表（第4条関係）

対象者	支給区分		支給基準	
			支給の有無	説明
競技役員	交通費	市内	支給しない	ただし、競技運営上、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
		市外	支給する	居住地の最寄駅から木造駅までの往復運賃を支給する。ただし、経路から鉄道を除く旅行が効率的であると実行委員会が認めた場合はこの限りではない。
	諸費		支給する	1人1日当たり2,200円を支給する。
	宿泊費		支給する	<p>合同配宿センターを通じて宿泊した場合に、青の煌めきあおもり国スポ宿泊要項で定める1泊2食相当額の料金を支給する。</p> <p>入湯税並びに宿泊税対象施設に宿泊した場合は、別途入湯税及び宿泊税相当額を加算する。</p> <p>宿泊費は、実行委員会が競技運営上、必要と認めた場合に限り支給する。</p>
競技補助員	交通費		支給しない	原則として支給しない。ただし、競技運営上、実行委員会が必要と認めた場合は、在学地を起点として競技役員の例により支給する。
	諸費		支給しない	
	宿泊費		支給しない	

※実行委員会が計画輸送する場合は、その輸送区間については交通費を支給しない。